平成27年度第3回(第16回)3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

- 〇日 時 平成27年6月13日(土)午後7時~9時
- ○場 所 東大和市桜が丘市民センター 2階 集会室

○委 員

(1) 自治会・マンション管理組合等 以下のとおり (15名)

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	飯島 晃	光橋由訓
栄一丁目自治会	_	町田雄治
栄三丁目自治会	田中正明	_
新海道自治会	大田浩之	_
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	_	後藤隆康
グランステイツ玉川上水管理組合	_	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	_	山崎 武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	坂本長生	_
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	本合敏隆	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	小川昌平	相内 章
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	_	阿部健二
グランスイート玉川上水管理組合	_	斉藤理憲

(2) 3市・衛生組合 以下のとおり

区	分	出 席 者
	小 平 市	白倉資源循環課長
組織市	東大和市	松本ごみ対策課長
	武蔵村山市	有山ごみ対策課長
小平・村山・	大和衛生組合	木村計画課長・片山事務局参事

○事務局

小平・村山・大和衛生組合 菅家計画課主査・里見計画課主査

○出席者

区	分	出席者
	小 平 市	岡村環境部長
組織市	東大和市	田口環境部長
	武蔵村山市	佐野協働推進部環境担当部長
小平・村山・	·大和衛生組合	村上事務局長

【会議内容】

【光橋副会長】

よろしいでしょうか、平成27年度第3回、全体でいうと通して第16回、3市共同資源 物処理施設整備地域連絡協議会、定刻となりましたので会議を始めます。

最初に事務局からお願いします。

【木村課長】

それでは、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は邑上会長が欠席ということでご連絡がありましたので、光橋副会長に進行をお願いしておりますのでよろしくお願いいたします。

本日はごみ処理施設の計画等について、それから施設の姿に対する意見・要望について、 その他を行います。また、次回の協議会には3市の市長、それから組合管理者にご出席いた だきまして委員の皆様の意見を伺う予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。 それから、武蔵村山市から文書の配付がございます。机上のほうに配付をしてございます。 また、前回の会議録でございますが、もう既に皆様のほうには配付をしてございます。今 日の段階で訂正等はございますでしょうか。ありましたら後ほどお伺いしたいと思います。

【山崎専任者】

前回のときに、録音内容と会議録に書かれた内容が異なる場合は、会議録に修正をするのではなくて、会議録のファイルを送ってくれた時に、「ここは直しましたよ」というような形を明記してくれるっていう話だったですよね。

【木村課長】

そうですね。修正があれば。

【山崎専任者】

今回あったのが、ないんですけど。

【木村課長】

違うところはございました? そうしたら、それは後ほどお伺いします。

【山崎専任者】

そういう約束をしているんだから、そういうふうにしてくれないと……。

【木村課長】

修正をしたつもりはないんですけど、ちょっとそこはどの部分かまたお伺いをさせていただきます。あれば、ここを直しましたよ。というのは通知でしますので。

【山崎専任者】

最初にしてもらいたいんですよね。じゃないと、調べるほうは何回も同じところを繰り返 して、本当に合っているのかどうかというのを何回も聞いては見て、聞いては見てやらなく ちゃいけないんですよね。

【木村課長】

その辺は気をつけては見ているんですが、後ほどそれはどこの場所かお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、進行に当たりまして連絡とお願いをさせていただきます。

会議の終了時間は8時45分を予定してございます。ご発言いただく場合には、会議録作成の関係もございますので、お名前の後にご発言をお願いいたします。

本日も各市の担当部長が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【光橋副会長】

済みません、先ほどご説明ありましたように、ちょっと私、きょう急にピンチヒッターになりましたので不慣れで下手なことを言うかもしれませんけれども、ご容赦いただきまして始めさせていただきたいと思います。

ごみ処理施設の計画等について、施設の姿に対してのご意見をいただきたいということで、済みませんが、前回の会に配られましたごみ処理施設の計画等についての説明について、意見のほうを順番にお願いします。左の方から。

【木村課長】

そうですね。

【光橋副会長】

ちょっと済みません、いつも左からやっているんですけれども、私どものプラウド地区の 自治会の会長は今月から替わりましたので、申しわけないんですが、急遽右からお願いして よろしいでしょうか。

【飯島代表者】

大丈夫です。

【光橋副会長】

いいですか。じゃあ、順番で、そのままいきましょう。失礼しました。

【山崎専任者】

これ、順番でやっていくということなんですけど、全体を通して順番でやるんですか。

【坂本代表者】

これの全部、テーマごとにやっていく。

【山崎専任者】

ていうんじゃなくて、その、何項目かありますよね、それについて、全般について順番でこう、意見なり質問出してくださいということですか、1つずつやるということじゃないんですか。

【坂本代表者】

第1から第6まであるから、まず最初は第1からやる。

【山崎専任者】

要するに、施設の必要性という形で1から3までありますよね。それについてやっていくのか、全体となるとかなりあちこち飛んじゃうような気がするんですけど。

【片山参事】

これですね、今。第1から第6まであるので1つずつやってはどうかというご意見ですね。

【坂本代表者】

そうですね。

【山崎専任者】

そのほうがわかりやすいですよね。次のところへいって、また前のやつがね、話がまた飛びますけどといったようなことがあれば、ちょっと時間をとって前へいくとかいう形にしてくれたほうがわかりやすいし、聞いているほうも。

【片山参事】

全般についてご意見を伺って、それで個別に1個ずつというふうにしたらどうですか。

【坂本代表者】

だったら、それでもいいんじゃないですか。とにかく全体的に。

【片山参事】

はい。

【小川代表者】

全般的に言うんですね。

【森口専任者】

でも、全体的にということは、一人の人が全体に対しての意見を言うということになると、 一人の人の意見がとても長くなる可能性も考えられるわけですよね。それはいいというこ とならば構いません。

【片山参事】

皆さん代表で出席いただいていますので、まずは手短に全体の意見をお伺いして、それから個別に項目ごととやらせていただければありがたいかなと思うんですけど。

【小川代表者】

何で急にそういうふうに、今までは、ディスカッションしてきたじゃないですか。

最初のほうは、順番にやって、もう時間切れで、それで一方的に打ち切りますよね。そうなると議論が深まらないんですよね。市長は参加して同じようなかたちでやると、時間はもう過ぎちゃって。また次に、また何回もやればいいんですよ。

【山崎専任者】

次回、やるということですよね。要は、意見・質問が出終わるまで次回も続けということでいいですよね。今日1回じゃなくて、きょうは8時45分ですから、8時半ぐらいには、もう意見は終わらせてまとめに入って、残ったものは次回、あるいはその先という形でやるということでいいんですかね。

そこを聞いておかないと、結局、「時間切れ」と言って、「もうそれ以上やらないよ」という話になると、いつものパターンですよね。その辺はっきりしてくれれば、どんなやり方でも。

【片山参事】

ご意見については伺います。ただ、最初に申し上げておきますけども、要綱に沿った形で のご意見ということでお願いいたします。

【山崎専任者】

じゃあ、今回終わらなかったら次回、次回も終わらなかったらその次という形でやっていくということでいいですね。

【木村課長】

考え方とかは今お示ししていまして、ご質問があればそれに対してお答えはしますので、 ちょっと同じような質問がずっと続くとなると、これはもう限りなく時間がかかってしま いますので、その辺は考慮していただければと思います。

【山崎専任者】

同じような質問のところは、同じでしょう。というような指摘をいただければ、そんなに 長くなることはないのかなと。

【光橋副会長】

よろしいですか。じゃあ、まず全体として、はい、飯島さんお願いします。

【飯島代表者】

プラウド地区自治会の飯島です。5月の中旬から西永さんの後任として新しくなりました。よろしくお願いします。この席に座るのは2回目なんですけど、まだ不慣れなところもありますので、その点、拙いところはご了承ください。

先日、プラウド地区のところで自治会の総会を行いまして、本件に対して一応審議、審議 というか、住民さんの意見をまとめました。ここでは総じてということなので、総じてとい うことで、まずお話しさせていただきます。

結論としては、施設そのものの建設に反対ですので、計画もしくは施設に対する姿の意見・要望等のお話については、そもそもが反対ですので、意見ということ自体、納得ができません。意見を募るということ自体に納得がいかないということです。

参加を何回している会員の方もいらっしゃいますので、その方の意見とかまとめますと、 そもそも前提として、近隣住民の同意を得た上でというところが前提となっているにもか かわらず、今その言葉を聞けていないんじゃないか。真摯に聞くという姿勢というところが 全く感じられません。という意見が上がってきています。

ですので、冒頭にもお伝えしましたとおり、「そもそも建設しないでいただきたい」という回答にせざるを得ませんということです。

以上です。

【光橋副会長】

所属とお名前を言っていただいた方がいいですよね。

【町田専任者】

栄一丁目理事会の専任者の町田です。施設の姿に対する意見をこの前出せということで、 それの話でいいですか。

【片山参事】

今、ごみ処理施設の計画等についてということで、前回説明だけさせていただいたのです ね。皆さんのご意見を伺っていませんので、これについていただければありがたいです。今、 おっしゃった施設の姿については後段のほうでお願いしたいと思います。

【町田専任者】

それでは、じゃあ、2ページの施設の必要性の2/3というのがございますけど、その中で、小平市の施設、東大和市の施設が老朽化とともに能力不足で、容リプラ(全量)の資源化ができない、小平市は容リプラのうち硬質のもののみを処理しているということなんですが、硬質のものというのは具体的にはどういう内容のものなんでしょうかということと、硬質以外のものは、今、全部焼却しているんですかということ。それと、衛生組合の施設として施設の老朽化が著しいと。これは焼却炉のことを言っているわけですかという質問。

次に、3ページの施設の必要性3/3というのがあるんですけど、3番、4番とこうありまして、この内容についてなんですが、これは、逆に小平市、東大和市の老朽化施設をそれぞれ修復すれば、2市分を合わせても13億円のお金をかけなくても充分できるんじゃないのか、修復が可能だと思いますという意見。

それから、第2の建設場所を桜が丘とした理由1/3、これについてですが、桜が丘でなくても場所さえあればいいはずなんですね。東大和市内にも広大な空き地が現在存在しているわけですよ。これの検討をなぜ最初にしなかったのかということが疑問点であります。次の第2というところで、建設場所を桜が丘とした理由3/1、(2)住民参加について、近年住民参加による用地選定が行われていますと最後の行にあるんですが、こういうことがわかっているのなら、なぜ早くこれを先にやらなかったのかというのがありますね。

まだいっぱいあるんですけど、いいですか、全部しゃべって。

【光橋副会長】

どうぞ。

【町田専任者】

4ページの第2、建設場所を桜が丘とした理由3/3。これは平成6年から稼働していると。それで、平成21年から一部民間に委託されたということなんですけれども、現在、市有地として所有しているというのが一つの理由になっていまして、新たに用地を購入する必要がなく財政負担が少ないというのが理由の一つなんですが、市有地として所有はしているけれども施設を造るのに適地でないことは明白なんですよね。それをなぜ強引にやろうとしているのか。

それから、財政負担が少ないと言いますが、土地は国有地などが空いているんですから、 これは購入しなくたって交渉次第で安く借りられるとか、あるいは無料で貸してくれるか もわからないですね。そういう検討を一切されていないということを言いたい。

3番目の、3市の中間的な位置にあり焼却施設に近い、連携がとりやすい、その他等書いてあるんですが、2と3番、これについては理由にならないです。これは単なるこじつけに過ぎないというふうに私は思います。不安要素として、民間で事故があったときどうするかということは、あることはあるんですね。

次に5ページなんですが、第3、施設整備の進め方、工事契約・施工と、3番にあるんですが、既に2、計画・アセス段階となって進んでいるということなんですが、これはどういうことなのか、ちょっと説明をいただきたい。

ちょっと逆になっちゃいましたけど、2番の計画・アセス段階で、施設周辺住民との合意 形成ということが書いてありますが、これは現実には今できていないわけです。

6ページへいきます。第5、そもそも論への考え方1/8というのがあります。1の中に、(1)から(5)までありますけれども、焼却炉の更新内容に加えてこれらは検討すべき内容ではないかというふうに思います。

9ページ、第5、そもそも論への考え方6/8とございますが、3市地域でほぼ全域が市 街化されており他の用地を確保することは困難ですと決めつけております。ろくに検討し た形跡がない。なのになぜ困難と決めつけるのか、その辺が疑問点です。

以上です。

【光橋副会長】

ありがとうございます。

【田中専任者】

栄三丁目の田中です。

このごみ処理施設の計画については、前回、岡田のほうから意見書として提出してありますので、そちらのほうを優先していただければと思っています。ただ、ごみ処理施設の計画ということなんですが、造る、造らない、本当に大事な部分は、まずそこを決めていくということだと思うんですね。まず、なぜ反対なのか、なぜそこでなければいけないのか、それをまず本当に真摯に、真剣に、ここで、この場で、話し合えるんだったらこの場で話し合う、もし話し合う必要がないということで、3市のほうからそういうあれで別の場所を提供しましょうということであればそのようにしてもらいたい。

ですから、そもそも論は、そこでやっぱり1つ線を引いておかないと、絶対、これはこの 場所でまとまる話じゃないんですね。それをまず最初に、栄三丁目としてはまず言っている というふうに。

このことは、どこまでいっても、どんな計画を立ててどんな発表をしても、そもそも論がある限りは絶対この件は進みませんよ、はっきり言って。ですから、まずそこを片づけていく。当初の予算13億、今、ううん。と言っていましたけども、実際に13億で建つんですか、計画の中の。不可能でしょう。それで、こんな立派な冊子をつくったわけですよね。この3市共同資源物処理施設整備基本計画のあらましの案となっています。

ただ、これだって13億という建設計画が出ても、実際13億円では建たないのはわかっているわけなんですよ。この辺のことは一切我々には説明ありません。幾らかかるのかという話もないんです。まずそこを我々に話をしていただいて、それで、この場所に決まった理由、今出ましたけれども、それだって前の尾又市長が進めてきて、今の尾崎市長にかわっていて、それは引き継がれた形になっている。でも、この間の市長選はどうだったんですか。尾又さんは反対意見です。あれで尾又さんが当選したらどうなったんでしょうか。ですから、まずそもそも論というのはそこにあると思うんですよね。

ですから、本当に施設を、立派なものを造りたいという意見は、栄三丁目は、岡田が言っているとおり、造るのであればその地域に迷惑がかからないようないいものを造ってくださいよと言っているんです。公害を出さない、交通の妨げにならない、においを出さない、そういう施設をつくってくださいよと言っているんです。岡田が言っているんです、三重扉にはできないのかと。三重扉にすればまた費用がかかりますよ、建設費が。

ですから、まずここでどんなことを言っていても机上の空論なんですよ、話が。そこでとまっちゃうんです。誰かさんが立派な意見を述べました。40億かけても50億かけても、迷惑がかからないものを造って、ここにこれができてよかったね、東大和市民としてよかったねというものができ上がる、そこへ行くためのそもそも論というものがないから砂上の楼閣ですよ。地べたがしっかりしていないんです。ですから、ここで誰かがどんなことを言ったって、そもそも論に返った段階でその計画全部が無駄になりますよ。だから、この時間全く無駄なものになってしまいます。

ですから、どういうふうに進めるのかと。だから私たちがここでやらなきゃいけないのは、 施設の概要をどういうものにするのかということが第一条件なのか、建設するってことを 進めるのが第一条件なのか、それによって話は全く変わっちゃいますよ。途中までいったっ て、あっ、第一あそこにならできませんよ、みんなが反対していますよとなると、そこで全 部ストップです。ですから、本当に市長が、この間の市長選ではっきり、尾又さんは反対と いうふう述べています。でも、尾崎市長は、具体的には言っていませんでしたけどね、進め る意向でやっていくと。

地元の、ここの桜が丘の人たちは反対なんです。そのほかの人は、はっきり言って無関心なんですよ。反対とか賛成を言ってくれればいいんですけど、おれのところにできないんだったらいいよと無関心なんです。そんなことだったら、絶対いいものできませんよ。

ですから、ここで本当に3市の人たちにお願いしたいことは、この場で建設計画を進めるための意見をみんなから求めていく、そのためにはその土台となる建設をみんながOKしているという大前提が必要なんです。ぜひその点をこの場でやっていかないと堂々めぐりで終わってしまうというのが栄三丁目、私個人的な意見です。

ぜひ、その辺をしっかりと、もう一度よく考え直していただいたりしていかないと、多分また、これ、みんなが言っていったって、最後までその話が出たらもとのもくあみ、何にも今までがなかったことになる。ぜひ、その辺を考えていただければと思います。

以上です。

【光橋副会長】

ありがとうございます。

【大田代表者】

新海道の大田でございます。よろしくお願いします。

まず、意見としましては、この場所になぜ造ろうとしているかということを明確にしていかないとよくわからないなと。私もまだ3回目で、議論をよく見ていないんですけども。それと、基本的にこの場の最終結論は何なんですかと。施設建設にゴーサインを出すのか、それとも止めるのかというような話なのか、施設をどう造ればいいかという話なのか、よく推進の方々と意見を出す方々との意見がかみ合っていないと、ここ3回ぐらい感じておりますので、特に参加されている方々は、基本的には反対という意見が多いと思っております。

その言っている意見が反映されないのだったら、何のためにいるんだと、ということになってしまいますので、ちゃんと参加していただいている方々の意見も反映できるような形で何らかの対応をしていただきたいというところでございます。

以上でございます。

【光橋副会長】

ありがとうございます。

【後藤専任者】

日神パレステージ専任者の後藤といいます。

私どものところでは、特にみんなの関心があまりに薄くて、これは行政がやってくれることなので意見など言う必要がないと思っているという方がほとんどです。それを憂いて、私は、どういうふうにこの会議が進められているかということをオブザーバーのような形で参加させていただいていますけれども、まずそもそも論の考え方というところにやはり一番問題が集積していると思います。

今までの処理場のにおいの問題とかは、どこの処理場見学においても周りの方が迷惑していることは事実でありますし、どこに建設しようと難しいことだけは実感してまいりました。それで、何でそもそも論を言うかというと、一番迷惑をこうむる近隣の住民の方々に前もってどういう説明がなされたか、そこがあまりに納得いくような措置がとられてなかったんじゃないかということを伺っていますけれども、そういうことはあってはならないことと思っています。

ですから、この会議を意見として聴取し、建設に有効な意見があれば導入したいと思いますというもともとの会議で始まった会議の理由、存在理由は、意見の中で採用可能なものは考慮するけれどもそれ以外のことは皆さんの意見を伺うだけの場としたいということをおっしゃられました。ですから、意見を出してもほとんど効力はないと考えています。

以上です。

【深澤専任者】

グランステイツ玉川上水専任者の深澤です。

時間的な関係があるので、施設の必要性だとか、そもそも論の点についてはこれからもお話があると思うので、私のほうからはちょっとあえて省略させていただきますが、建設場所を桜が丘にした理由というところだけをちょっとお話をさせていただきたいと思うんですけれども、それについて、3ページから4ページにかけて3項目ほどが上がっているんですけれども、いわゆる選定理由というのは、これは一般的な選定理由だと思うんですけれども、私のほうが求めたいのは、例えば八王子ですとか、他の用地施設を選定するに当たっては、いわゆるポイント方式みたいな形をとって、採点をしていって、それで選定をしていく、複数用地の中からポイントを重ねていきまして、それにあわせて一番点数が高かったところを選定すると。それを選定してから、例えば市民懇談会ですとか、こういう協議会のようなものを設けて建設を進めていくというところが多いということなんですね。

ですので、いわゆる今回提示していただきました桜が丘にした理由というのは、ちょっと 私のほうからだと、これは本当に一般論であって選定条件にはならないと思うので、できた ら、例えば八王子ですとか、たしか狛江市か日野市のどちらかだったと思うんですけども、 最初選定したところが相当反対があったということで、有識者の方と市民代表の方が、再度 会議のようなもので、ポイント方式で選定をして最終的にそちらで決めたというところが あるらしいんですけれども、できたら、協力していただくという形で、例えば選定条件だと か、そういうものを明確にしているような自治体だとか、衛生組合なんかがあれば、そこで の選定条件というものをあえて提示していただきたいなと思います。

以上です。

【光橋副会長】

ありがとうございます。

【山崎専任者】

クロスフォート玉川上水専任者の山崎です。

ごみ処理施設の計画等についてというのは前回ご説明いただいて、改めてうちに帰って 読み直してみました。内容については、いろいろ、多々疑問に思うことが多くあるなという 感じがするのと、あとは、過去の住民説明会ですとか、この協議会の場で回答いただいた内 容と随分矛盾することが書いてあるのもあるのかなというふうに思いました。その内容に ついては、個々の項目別のときにちょっと質問させていただこうかなというふうに思って います。

一番感じるのは、先ほどもお話がありましたけども、地域住民の理解を得ることで事業を 進めますよということが大前提として話があったわけですけども、それを今年の東大和市 の3月議会の中でも、周辺住民の理解が得られているんですか。という一般質問の中で、環 境部長は、得られていない。という回答をされているんですよね。

ということは、これが、実際協議会が始まってからかなり経ちますけども、いまだに理解 はされていないと言ってるんですね。ということは、先ほどの話じゃないですけども、途中 で頓挫する、あるいはひっくり返るというような話になる可能性はあるわけですね。

であれば、最初に戻って地域住民の理解をまず得てから進める。それじゃないと、結局、 最後どうなるかわからないというような形になっちゃうので、我々もそれぞれの時間を使ってこうやって出てきているわけですよね。ですから、そこら辺は、まず基本に返って地域 住民の理解を得てから進めるという考え方にしていただければというふうに思います。 以上です。

【光橋副会長】

ありがとうございます。

【坂本専任者】

グランドメゾン玉川上水ウエストスクエアの坂本でございます。

この件につきましては、当初、五、六年前の第1回目から参加させていただいております。 というのは、私も今期で理事長を、5回目今やっているんですけれども、最初聞いたとき には、もう寝耳に水で非常に驚きました。何でかというと、そもそもそこに暫定リサイクル 施設があったことはわかっておりますけれども、それはディベロッパーのほうから、いずれ これはなくなりますからという話は聞いておりました。それで、市役所の部長も、これをそ のまま維持するとしたらマンションも何も売れなくなるという話も聞いたことがあります。

ただ、そもそもの発端がそういうことですけれども、去年のマスタープランの説明会でも、地域住民は3人か4人ぐらいしか来ていなかったんですけれども、マスタープランそのものを何で今桜が丘地区を工業地域にしているのか。と言ったら、暫定リサイクル施設がありますと。何でだ、今は、工場はパチンコ店ができてからなくなったやないか、その用途地域の根拠がなくなったのにまた工業地域にしているのか。と言ったら答えられなかったんですね。じゃあ、聞くけれども、あなたたちは都市計画法とか建築基準法を勉強したことがあるのか。と言ったら、誰も、勉強していないと。そういう素人が説明している東大和市だったんですよ。まあ、これには驚きましたけれどもね。

そういうことがあって、まだこの用途地域がどうなるかわかりませんけれども、そもそも 工場がないのに工業地域であると。工業地域でしかごみ処理施設はつくられないというこ とで工業地域にしております。みたいなことを言って、何をあなたたちは考えているの、幾 らみんな住民が税金を納めて、その税金を無駄にするのか。というような話もしたんですけ れども、基本的にはこういうのを造ってもらったら困るんですね。

そもそも論のまとめにありますけれども、施設の必要性というのは、まず必要ないんじゃないですか。それから建設場所を桜が丘とした理由、これは、今そうかもしれないけれども、これが住宅地域になったら根拠がそもそも崩れてしまいますからね、建てられないんですよ。だからそこは大事なんです。

今、東大和市はごみの有料化を始めました。それも、前の尾又市長のときにはごみの有料 化はしないと言っていたんです。しないと言っていたけれども、市長がかわって事務方に判 断を任せられたら途端にできたんですよ。だから、事務は任せれば優秀だからやるんですよ。 小平市も武蔵村山市も30年度からやるとか言っていますけれども、そういうことは理 にかなわないと思うんです。

だから、今後、施設の必要性からして、そもそも論ですけれども、内容が矛盾だらけなんですよね。というのは、場所をあそこの桜が丘地区にしたというのは3市の中央部分であると。3市が合併して中央の役場とか庁舎ができるのであれば話はわかりますよ。全国のこういう施設を調べていただいたじゃないですか。何もこんな住宅地の真ん中にあるようなところはないですよね、どこも。みんな臨海部とか河川の風の吹くようなところとか、山の中とか、そういうところに置いていますよね。全然もう矛盾だらけで、そもそも論をやること自体もおかしいですよ。

だから、皆さんはこういうのを外部評価していただいたらわかると思いますけれども、私も国会議員とか、知事が入った外部評価もやっていただいたことがあります。それとか三菱重工の取締役とかも入って外部評価してもらったら、こういう評価はDですよ。A、B、C、D、Eで、EとかAは基本的にはありませんから、Dの最低レベルですよ、こういう発想をされるのは。だから、一度やっぱり本当によくわかった人に評価してもらったほうがいいと思いますよ。

小平市長はすごく頑張っているみたいですけれども、市長がかわればごみの有料化だってすぐにできるわけですから、小平市にしろ、武蔵村山市にしろ。だから、よほどそこのところは考えていただかないと、税金は市長が一人で、自分が払うからいいというものじゃないわけですよね。ですので、皆さん、何十万円も税金を払っているわけですから年間、それを無駄にしてほしくないと思います。

以上です。造る必要はないと思います。

【光橋副会長】

ありがとうございます。

【森口専任者】

済みません、私、これ作ってきたので、いいですか。

【光橋副会長】

データ、パソコンで。

【森口専任者】

そこに差していただくとあれになります、パワーポイント。

先に読み始めます。

想定地について。想定地については、皆さんが何回聞いても、これから後のほうにやる施設の姿に対する意見・要望などに書いたところの答えを見ると、またおさらいのような、まるっきり同じような答えが書いてありますので具体的に聞いていきたいと思います。

想定地については経緯を私達は伺っています。1、建設現場として現東……。

【光橋副会長】

ちょっとせっかくなので資料を開いてから。

【森口専任者】

はい。

【光橋副会長】

ちょっとお話をゆっくり目にお願いします。

【森口専任者】

想定地について、経緯1、建設場所として現東大和暫定リサイクル用地があげられたのはいつですか。そのときに明記された理由は何ですか。2、現東大和市暫定リサイクル用地を建設場所と決定したのはいつですか。そのときに明記された理由は何ですか。会議録などの記録に基づく裏づけのある回答をお願いします。

次のページ、想定地について。選定理由への疑問、4団体が理由とする3市の中間的な位置にあり焼却施設に近く連携がとりやすいとする選定理由は確認できません。話し合われた会議録、資料をご提示ください。また、ごみ処理施設が集中することによる施設周辺地域住民の負担を考慮するとした平成15年度ごみゼロプラン見直し調整部会に明記された選定理由と相反する焼却施設に近いという理由を挙げる4団体の考えを教えてください。2、3市において4団体が理由とする、市有地である、現在リサイクル施設が稼働しているとする場所は桜が丘以外にありますか。

次のページにいきます。想定地について。想定地選定に関する発言に疑問。1、小村大衛生組合議会、平成20年11月定例会会議録51ページ要旨、計画課長市川さん、「今回の事業に当たってはどこの土地がいいかではない、既存の施設がある場所を想定して東大和市の土地がまずいいのではないかということで調査してきて詰めている。」なぜ東大和市だけが候補とされたのですか。

次、想定地選定に関する発言に疑問2/5。小平市議会、22年9月定例会議会、小平市 副市長、「東大和市のほうから用地を提供するという条件があって初めてこれが事業に入っ た。用地を提供するという東大和市の役割についての話であれば、東大和市のほうから提案 (代替案)をいただいて3市で協議をしなければ解決しない問題」とありますが、東大和が 用地を提供しなければ事業に入らなかったのですか。3市の事業であるのに土地を提供す るということが東大和の役目とされ代替案が東大和だけに求められたのはなぜですか。

次、3/5。3、小平市議会、24年12月定例会、小平市環境部長、「東大和市の中で造るということは合意されており、東大和市自らが今の想定地というものを提案して、それで合意したという経過」、数分後に訂正がありました。「東大和市からの提案ということではなく4団体のごみゼロプランの見直し調整部会で協議」と言い直しがありました。訂正前の内容は、2/5ページかな、ここは書き間違いです、1ページ増えています、2/5ページと類似していますが、ごみゼロプラン見直し調整部会で協議されて想定地が決まったということでいいですか、それとも東大和市が勝手にその土地にしてくれと言ったということでいいですかの確認です。

次、4、平成25年4月、「噂の!東京マガジン」のうわさの現場。小平市長、「構成市の中でそれぞれ、し尿施設は武蔵村山市でやっている、中間処理施設(焼却炉)は小平でやっている、東大和市の皆さんにはぜひご理解いただいて」。5、平成25年8月、3市共同資源化事業に関する説明会会議録25ページ要旨。小平市長、「A地区、B地区があっての議論の中でA地区になったということではない。3市で応分にできるだけ負担しようということ。既にリサイクル施設として稼働しているところ、総合的にいろんな諸条件を勘案した中で想定地になった」。

5/5にいきます。前のページ、4、5の発言で、3市の迷惑施設の応分負担が勘案されたことが明らかになっています。過去及び現在に至るまでなぜこの決定理由の明記がないのですか。

4団体は、選定理由として焼却施設に近いとしています。このような間近な用地を選定し、 東大和市には迷惑施設がないとする応分負担は明らかに矛盾しています。焼却施設周辺へ の負担を集中させることにほかならず、3市の応分負担とは相反していることに関して考 えを聞かせてください。

武蔵村山市のし尿処理施設は3市ではなく5市での運営です。武蔵村山市はその運営について5市での応分負担を求めたことがありますか。

次、コストについて大きな矛盾。市有地なので当地購入が不要、財政負担も少ないという のはこの間いただいた資料の8ページにあります。また、高度な処理施設を単独で整備する より安価で建設・維持ができるという内容のものは5ページと15ページにあります。そして、3市の共同による資源化基準の統一が図れ、廃棄物処理の下流になる不燃物・粗大処理施設、焼却施設の処理量縮小、規模縮小、建設の縮減が13ページにあります。そして、焼却するごみの量を減らすことを基本に、プラスチック製容器包装とペットボトルの資源化を選択するのはコスト比較ではないというのが19ページにあります。この一番最後の「コスト比較ではない」とするものは、さきに挙げた3つは全部コストのことに関して書いているのに、この最後のだけコスト比較ではないとしています。

いずれも資源化に関するコストのことなのに、一方では資源化をコスト比較ではないと し、あとのところではみんなコストを削減をすると言っています。資源化に対するコストを どのように考えているのですか。

次、施設の必要性が証明されていない。廃棄物処理の上流、下流の影響が具体的でない。 3市の共同化により資源化基準の統一が図れリサイクル率が向上することで、廃棄物処理 の下流側になる不燃・粗大ごみ処理施設、さらには焼却施設の処理量の縮小につながり、施 設規模の縮小や建設費の縮減に効果がある。13ページ。

上流、下流とその影響が具体的ではありません。各市及び組合ごとに昨年のごみ処理について上流から下流の図にして処理量の数値を書き入れてください。その数値を利用して、もし資源物施設ができた際の図も同様に作成して、どれだけの上流からの影響があるものかを図にして示してください。現在のリサイクル率、民間処理はちゃんとリサイクルされていますからもうリサイクル率として入っています。 3 市共同化により向上するリサイクル率を教えてください。現在のリサイクル率と、3 市共同化に資源物施設が出来たとき向上するリサイクル率を教えてください。

次、施設整備の進め方に問題あり。「これまでの説明会などで、あくまで想定地であって 決まったものではないという認識で話している」というのは、23年1月25日の推進本部 会議録における東大和市の建設環境部の参事が言っている発言で、「そのようなことを話し ているのは事実です」というのにつながっています。

専門部会中間報告。これは平成20年ですが、プラントメーカー7社中4社が、この用地の面積では建設は困難とし、あとの3社も条件つきという回答を出しましたが、22年4月、6品目での3市共同資源化事業の推進について報告がまとまりました。

まず住民たちには、ここにも書いてあるように、東大和市の職員が認めているように、ここは想定地で決まったものではないという説明をずっと繰り返してきました。そういう説

明があった上で、私たちに説明されたものとしては、当然、これから本部がまとめて、プラントメーカーや何かの結果が出れば、こんなものはできないという結論に至ると思っていましたが、こういう説明をしたにもかかわらず、プラントメーカーができないと言っても、6品目でとにかくやるという報告書をまとめてきました。

3市共同資源化に関する基本事項確認書が25年の1月に締結しました。3市市長及び組合管理者が押印し、2品目、2階構造、想定地地域住民の理解を得る、住民の理解が得られたと判断された後は施設整備事業に着工するとしましたが、「住民の理解は得られたとはしがたい」としながら、新たな締結をして基本構想(案)を策定しました。

いろんなことが検討されて説明や何かがされていても、それがまるで実行されないで、「やめました、やめました」というふうに進んでいるということはとても問題だと思います。 先ほど栄町の方が、「ここで幾ら話してもまたひっくり返っちゃうんだから」という話ではありませんが、説明会で説明されて聞いたことが実行されないでひっくり返されているということを今まで説明会に出た人はとても痛感していますので、ここでどのような説明がされていても、また、「自分たちはこういうふうに考えたから勝手にやります」ということをされるんだろうという、もう信用はありません。

施設整備の進め方に問題ありの2/2。平成20年5月、2,480名を添えた陳情が近隣住民から出されて、平成21年、組合で趣旨採択され、同様のものが出された東大和市議会では採択の陳情となりました。

市民懇談会では、座長が資源物処理施設について、「容器包装リサイクル法が強制法ではないことを踏まえて、3市にとって本当に適切な廃棄物資源化・処理システムは何なのかを改めて検討する必要がある」と、21年の3月に報告書の最後の締めとして結びました。

近隣住民以外に3市の市民で構成される市民団体からも、想定地などの建設地も含めたゼロベースからの協議会の立ち上げを求める陳情が出されましたが、25年11月に不採択となりました。

また、近隣住民からは、平成27年、今年の1月に、交付金に関して近隣住民の代表らが都・環境庁に意見書を提出しています。その提出された意見書について、環境省にどのような処理をしたかということを情報公開請求したところ、最初は情報がありそうなことを言っていたんですが、調べてみたら、そのやった情報文書が存在しないということで不開示ということになり、「担当課に電話してください」と言われたので担当課に電話したところ、環境省では、「都のほうにちゃんと住民との話し合いの場を持ちなさいということを電話で

指示した」という回答を得ています。都のほうから衛生組合にどのような指示が出されたのかわからないのですが、また、電話連絡だったのか、文書で来ているのか、都から何かしらのアクションがあると思うので、どのようなアクションがあったかも教えてください。

そして、これが私のラストになりますが、施設整備の進め方に問題があります。都市計画 決定についての打ち合わせの矛盾、これも情報公開請求で資料をいただいたんですが、平成 26年7月30日、都と東大和市都市計画課の打ち合わせがありました。「環境影響調査は 都との協議の中で住民合意(理解)を得た証拠として必要になると思われる」という発言が あります。

ところが、平成26年の11月、この連絡協議会で片山参事は、「協議会で承認を得たとか理解を得たとか言うつもりはない。組合が影響調査をしていることを承知していただきたい」と言っています。そして平成27年3月には、同じこの場において、「東大和市から都市計画決定に入る前にしっかり住民説明をするよう指導を受けた。定量的データが足りないと指摘を受けているのでアセスの説明をもってそれにかえさせていただこうと思っている」という発言がありました。

もう東大和市と都の打ち合わせの後には東大和市と衛生組合も打ち合わせをしているわけです。都との話し合いのことは全部衛生組合に伝えられているわけですから、都が影響環境調査は都との協議の中で住民合意を得た証拠として必要になると思われるということも知っているはずなんですが、「理解を得たというつもりはない。ただやっていると言うことを承知していただきたい」とかということを私たちに言って、私たちがそれを受けてやろうとしたときに、今度は、「アセスの説明をもって住民説明を指導するように受けたことにかえさせていただく」というふうに変えていっているんですね。

何かこそこそと決まっていることをこういうふうに隠してやっていることがこのことにははっきりわかるような気がするので、都の意向は周知している中でなぜこのように相反する発言を組合が続けているのかを教えてほしいのと、この情報公開請求したものの中には、東大和市にもとても問題があり、東大和市は、この場所に建設する理由はあるのかと聞かれたときに、「小平市にはごみ処理場、武蔵大和市にはし尿処理があり、構成市で何もないのは東大和市だけという状況を説明してきた」ということが文章で残っています。こんなことを、どこの公式文書にも残っていないものが、東大和市はこの3市共同資源物処理施設の都市計画で発言してきていること自体、もうつじつまが合わないことだらけですよね。

そして、都のほうからは、「本件のように、住居系の用途地域が近くにあり、学校が近く

にある土地に民間事業者が廃棄物処理施設を設置する場合には断ることになると思う。ただ、住民の同意が得られているということであれば立地可能になる場合もあるので、今後民間事業者の相談を受ける場合に、矛盾がないよう住民の同意、理解を得る必要がある」とされています。

要するに、都のほうも、ここは民間が建てるのであれば許可しないと、建てることを断ることになると思うという場所に、「公設だったら建てていい」という理由は、都に聞いてみないとわかりませんが、こういうふうに書かれていて、建てていいということになる条件が住民の同意、理解を得る必要ですので、そして、こちらの計画等のほうでは、しきりに、今までのまとめのほうに、廃棄物減量等推進審議会には市民も入り、それを許可してきてるからやっているということを言って、しきりに市民がこれについて賛同したんだからやっているというふうに持っていきたいんだろうと思います、まとめのほうの文章を見ると、ほかの回答にもいろいろこういうことが書いてありますけど。

でも、こうやってここで求められているのは住民ですからね、近隣の住民と合意形成ができていないということは何にもできないということになると思いますので、一度、近隣住民はどこかということと、自分たちがどういうことをやってきたかよく考えていただいて、私たちが聞いていることに対しての答えをください。立地はこれでしたと言って立地にすりかえていますけど、経緯はどうで、どこでどう決まったのかわからないものを、後づけの理由を後から、中間だとか、決めましたとかということではなく、きっちりポイント方式や何かで選定しなければ誰からも同意は得られないと思います。

以上です。ありがとうございました、長々と。

【光橋副会長】

ありがとうございます。

【片山参事】

森口さん、これ、データをいただいてよろしいですか。

【森口専任者】

はい、どうぞ。そのデータも、ついでなのでホームページにのせてください、構いません。

【山崎専任者】

陳情の内容っていうのは、陳情の内容。

【森口専任者】

陳情の内容、質問をいただいたんですが1点、何の陳情。

【山崎専任者】

陳情をほら、衛生組合と議会に出した、内容がどうも書いてなかったので。

【森口専任者】

昔出した陳情。

【山崎専任者】

そうです。

【森口専任者】

陳情出した、山脇さんがここにいて。

【山崎専任者】

また後で追記したほうが。

【森口専任者】

後で追記します。陳情の内容のまず一番最初は、ここを想定地にした場所の合理的な理由 を教えてくださいということが入っていました。

以上です。

【光橋副会長】

お願いします。

【小川代表者】

グランドメゾン玉川上水イーストスクエアの小川です。

大変、森口委員から長々と、だけどまとめて問題点を指摘されました。私も全く同感であります。それで、後で個々については議論するということなので、全体的にごみ処理施設の計画等についてお話をしたいと思います、全般的に。

それで、私はせんだって参加できませんでしたので会議録をじっくり読ませていただきました。読めば読むほど矛盾だらけです。それで、栄三丁目の方、田中さんですか、おっしゃったんですけども、まずそもそも論が噛み合わないのに幾らこれをやったって意味はないんですよ。だから、ここにお座りになっている行政の部長から衛生組合の方が、幾らこれを言っても権限がないんですから、権限がないところで幾ら言っても行政は推し進めることしか言わないし、だから市長3人を迎えて、それでとことんまで議論する必要がありますよ。それで納得がいけば建てるし、納得いかなければ白紙撤回すべきだと私は思います。だから、今森口さんがおっしゃいましたその点について、具体的に数字を出して、一つ一つ説明がつかなければこの建設は白紙撤回させなきゃいけないと私は思います。

そこで私がもう一つ付け加えたいのは、皆さんと同じ考えですけれども、周辺住民の理解を得た上でといつも言いながら、やっていることは正反対のことをやっていると。これが事実ですよ。それで、言っていることは同じことを繰り返し言っている。私、第1回目から会議に参加していますけども、同じことの繰り返しで、それ以上具体的なことは一つもないし、具体的な検討はありません。

例をとれば、さっきコストの問題がありましたけども、これは大事な問題ですよ。財政的な問題ですよ。市民一人一人の税金の問題ですよ。これについて、公益だからコストは考えないと言いながら、できるだけコストは安くすると、矛盾したでたらめなことを言っていると思います。さっき指摘がありましたように、やっています。それともう一つは、焼却炉を更新する、その予算も含めて、全体的な中でのこの施設の建設はどうあるべきか、財政がどうなるのか、具体的な数字を出してください。それがないことには、3市の市民が、周辺住民じゃなくて、ほかの無関心な住民も関心を持ってくれると思いますよ。それを、公設だからコスト比較できないとか、何をするかの比較は今はできないとか、一方的にやっておられますけれども、それは絶対にだめだと私は思います。

それを踏まえて、私は、さっき森口委員が言われていたように、そのことについて一つず つご回答ください。また、個別的な問題についてはお伺いしたいと思います。

以上です。

【光橋副会長】

ありがとうございます。

【相内専任者】

グランドメゾン玉川上水イーストスクエアの相内です。

このごみ処理施設の計画等についてということで、施設の必要性、選定理由並びにそもそも論への考え方という点に関しては皆様がおっしゃっているとおりだと思いますので、それ以外の点に関してちょっと私のほうからご意見させていただきたいと思います。

このごみ処理施設の計画等についてということで、今、主に行われているのは建設をするということだけの話に焦点が当たっていると思うんですけども、このごみ処理施設の問題というのは、万が一、万が一というか、本当に建ってしまって運営が始まった場合、その後も多分続く問題だと思うんですけども、建設をする上で、建設されて運営が始まった後どういう問題が起こり得ることが考えられて、そういうような問題が起きたときに3市並びに衛生組合はどういうことを対応しようと考えているのかということをまず明確にしていた

だく必要があるのではないかと考えております。

例えばVOCなんですけども、2月の勉強会には僕は出ていないのでいただいた資料を 見た状況だけなんですけども、そのVOCを完全に防ぐことはまず無理である、100%とい うことはあり得ないと。多分そうだと思いますし、ここで挙げられている化学物質の中には、 アセトアルデヒドやホルムアルデヒドのように化学物質過敏症の原因になり得るものが多 く含まれていると思います。

この化学物質過敏症というのは、普通の人が何にも起きない状況でも感度が高い人が発症するものだと思いますので、一応ここで規制値とかというのもちゃんと出ていますけれども、それよりも低い状況で発症される方がいることを、完全に、そういうような発症者はいないということは否定できないと思いますので、そういう方々が万が一この周辺で散見されるとか、多く発生した場合に、3市並びに衛生組合はどのような対応なり、補償なりを考えているかということも、計画を考えていく上では明確にしていただきたいと思います。以上です。

【光橋副会長】

ありがとうございます。

【阿部専任者】

グランドメゾン玉川上水ノーススクエアの阿部です。4月から理事長になりまして、今、 私は専任者という立場で来させていただきます。前回ちょっと都合が悪くて来られなかっ たので、きょうが始めての参加になります。よろしくお願いします。

時々邑上さんから、こんな感じの話をしていますよというふうなことを我々理事のほう には話がありまして、出席してみると、ああ、やっぱりこんな感じなんだなというふうな印 象を持ちました。

どういうことかといいますと、基本的に、もう行政側は建てることを前提としていて、それに対しているいろな疑問、矛盾を皆さん言われているけれど、それに対して真摯に答えていないということをずっと聞いていまして、それがもう、ああやっぱりそうなんだなと。僕自身がそれほど勉強をしていないので具体的な指摘などできないんですけれど、我々マンション管理組合としては、以前、建設には反対ということを、正式な、特別な議決をもって反対をすることを決めています。それは、ずっと関心を持っている人がどれだけの割合でいるかわからないんですけれど、「何であの場所に建つの」ということに対して全く納得のいくような説明はなされてきていないということに尽きると思います。

先ほど、パワーポイントでこれまでのいろんなことを調べられて疑問点をまとめてらっ しゃるので、本当に真摯に答えていただきたいと思います。

僕からは以上です。

【光橋副会長】

ありがとうございます。

【斉藤専任者】

グランスイート玉川上水の専任者の斉藤でございます。

こちらの協議会に参加させていただいて1年ぐらいになりまして、ちょっとその間ほとんど発言しなかったところなんでございますが、どちらのマンションのほうも居住者の方というのがなかなか、何といいますかね、一戸建ての近所づき合いとか、そういうのと違って意見言ってくれないところでございまして、ちょっと1年半ほどなかなか居住者の意向を拾えなくて、今日までだんまりというところできてまいりました。

うちのほうのですね、一応、本日意向確認ようやく終わりまして、午前中に理事会があって、そちらのほうでアンケートの集計結果が出ました。それで、こちらのほうは、本来的には3番の意見・要望のところで口頭で補足説明をさせていただこうかと思っております。ただ、この調子でいくと今日じゃないのかなと思いますので、もし次回になったら、そのときは文書で出しているかもしれません。

それで、内容的な問題については、やはり健康に対する懸念、うちもやはり出ました。結構、私、意外だったのは、当マンションは無関心が多いのかなと思っていたんですけれども、いざ聞いてみると3分の2以上の回答がありまして、その中には賛成もあれば反対もありということで、必ずしもどっちに傾いているということはございません。

ただ、ちょっとこれは私のほうも申し訳なかったことでございますが、正直、うちのマンション内では正式に詳細についての情報がまだ提供できているような状態ではございません。ですから、結論から言ってしまうと、当マンションの意見は建設反対ということになってしまうんですが、今日の段階では、そこは考え詰めた上での意見にはならないと、私は個人的に考えております。

何が申し上げたいかといいますと、ちょっとまだ、情報の提供とか、そういうふうな無関心と見られる方に対する意識喚起とか、ちょっと掘り起こしが足りなかったんじゃないかなと、私も随分反省しておりますが、あと行政の方にもお願い、お願いというか、心がけていらっしゃるところだとは思うんですが、こちらのほうに参加してない団体もございます

ので、そういうところにも、もう1回、私としての希望としては働きかけていっていただき たいなというふうなことを考えております。

これはあくまでも私の個人的考えですが、必要があれば、そういう参加しないというか、 1回出てこられたところでも出てこられなくなったところもあると思うんですが、行政の 方と委員のほうで同行して、ちょっと今こういう状況ですよというふうな中間報告をこち ら側からまた積極的に働きかけてもいいんじゃないかなというふうな、ちょっとこの場で それを提案するのはどうなのかなというのもあるんですが、ついでなので申し上げさせて いただきたいと思います。

ちょっとまとまりのない意見になってしまったんですが、私のほうの意見は、住民の理解が得られていないという言葉では同じなんですが、皆様方のところの理解というのは納得の意味の理解だと思うんですが、そうではなくて、意味の理解とか情報がまだうまく浸透していないという、そういう意味で理解していないというところも、これは本当に申しわけないんですけど、ございますので、スピードをもうちょっと、1回遅くしていただきたいと、ちょっとずうずうしいお願いなんですが、そういう意味でもうちょっと検討を慎重に、慎重にというか、慎重にやっていらっしゃるとは思うんですが、先急がないでいただければなということでよろしくお願いいたしたいと存じます。

以上でございます。

【光橋副会長】

ありがとうございます。

【片山参事】

たくさんいただいてしまったので、今すぐお答えということにはちょっと難しいのかな と思います。

言えることは、そもそも論の話、この会議ではしないで別の会議でお願いしたいということを言っていたんですが、そうもいえないと、皆さんそういうそもそも論の話が多いということで、前回のおさらいの意味で、今まで私どもが説明してきた内容をこのごみ処理施設の計画等についてということで説明させていただきました。

それに対して、今たくさんのご意見をいただきましたので丁寧に答えていきたいと思いますけども、私どもも、このそもそも論は次回で終わらせていただきたいと思います。幾つか回答できるところもあると思うので回答はさせていただきますけども、もう一度要綱を読ませていただきますと、これは皆さんと合意した要綱でございますので、小平市、東大和

市及び武蔵村山市が東大和市桜が丘二丁目122番地の2に共同設置を合意した3市共同 資源物処理施設の建設に関し、3市及び小平・村山・大和衛生組合と地域住民が地域の良好 な環境の維持、向上及び安全の確保を図ることを目的として3市共同資源物処理施設整備 地域連絡協議会を設置すると。ここで皆さんの合意をさせていただいております。ですから、 建設を前提にその姿をどうしていこうかというのが本来のこの会議の目的でございます。

その点はよろしくお願いしたいと思います。

【坂本代表者】

済みません。今合意とおっしゃったのは何年の何月何日なんですか。誰も合意した経緯はないと思いますけども。

【片山参事】

合意していないとこの会議自体が成立しないんですけれども。

【坂本代表者】

合意はしていない。

【小川代表者】

私、ちょっとね、それ一番最初に言ったんですけども、松本課長は準備会議のときに、要 綱案は皆さん方の、こうして集まっている方の同意を得て作成するものだとおっしゃいま した。それで、そのときに、要綱で建設の是非も含めてやろうと言ったんですけども、それ が1回目、2回目もまとまりませんでした。御存じでしょう。

それで、段々段々ずるずるいって、最終的に、邑上会長が会長になられて、妥協じゃないけども押しつけられた形なんですよ、合意じゃないんですよ。それで、そちらの行政の方も、反対意見の方も参加して反対意見も言っていいと、そういう内容でおっしゃいました。御存じでしょう。それで折衷案としたんですよ。

要綱で建設をするという前提はありますけれども、そこに住居環境に良好な環境をつくるためのということだから、それはそもそも論にも中にも入るじゃないですか、拡大解釈じゃないと言ってるんです。それでもうなると思うんですよ。

それで、そもそも論をやるというのは、この間の私、前々回の協議会で、「3市長を集めてそもそも論をやろうじゃないですか」と、「じゃあ、節目のときにやりましょう」と言ったでしょう。だからこういう場でやってもいいんですよ、それは。それで建設論をどんどんやりましょうと、そういうことだと思いますよ。私はそういうふうに感じています。

【片山参事】

押し切られたという言い方されるとそうかもしれませんが、当初は平成26年6月7日、 それから要綱の改正をしまして平成26年8月9日から施行するということで、そのこと によってこの会議が成り立っていますので、その理解はお願いしたいと思います。

それから、そもそも論については、皆様のご要望のとおり、冒頭、課長が申し上げましたとおり、3市の市長、組合管理者、次回、ご意見を伺うということで参りますので、要望には充分応えさせていただいていると思いますが。

【木村課長】

要綱の話も、ごめんなさい、私のほうから。最初、我々から示したものは反対をされて、 そこで皆様から意見をいただいて、皆様の意見を反映できるところはもう反映をしており ます。どうしてもこちらがこの協議会を作る目的であります建設をするというのを、「これ を前提に要綱を作ります」というところだけは我々の考えをそのまま入れさせていただい ております。

ですので、全く聞かないとか、そういうことではなくて、皆様の意見というものを反映できるところはもう反映をさせていただいていると。その上で、皆様のほうも、ああ、じゃあ、これだったらということで、最後の要綱改正のとき、そのときに、多少ご不満もあったかとは思いますが、了解をしていただいたというふうに思っております。

【小川代表者】

ちょっとお話に水を差すようなことを言いますけども、皆様の要望を反映すると言っていますけど、全然していないじゃないですか。「要望の中で建設の是非を含めて包括的なごみ処理をやりましょう」と言っているのに、「それは絶対だめだ」と言って押し切ったじゃないですか。それで、2回、3回目の協議会のときに、「じゃあ、要綱の効力が発生するのはいつですか」と言ったら、本当は、そういうのは全体会議で要綱がまとまったらそのときから発効するんですよ。それを2月の最初から、第1回目からというので無理に押しつけてきているんですよ。だから、全然私たちの要望は、要望というか、意見を反映していないじゃないですか。私はそう思いますよ。皆さん、どうですか。

【坂本代表者】

今、木村さんがおっしゃったことはこういうことだと思います。要綱については認める、 それがないとこういう場が設けられないということなので、要綱については認めると。建設 について誰も同意もしていないんですよ、だからそもそも論とかが出てくるわけですから。 論理的な矛盾がないですか、そこは。

【木村課長】

よろしいですか。建設について、どういう施設にするのか、それからどういう環境対策を するのか、そういうことをこの協議会で協議させていただきますというのをお伝えしてい ると思います。

建設の是非もここでやってほしいというご要望でしたけども、我々がこの協議会を提案 したのは、建設することを前提に、どういう施設にするのか、また環境対策をどうするのか というのを協議していく、そういう場を設けるということでご提案をしたものです。

【森口専任者】

決めるときに、私たちと行政側とで、意見と回答、意見と回答というので何回か見直しをやりましたね。そのことについては皆さん覚えていると思うんですけど、やっているうちに、2回やった準備会がはっきり決まらないうちにいつの間にか本会議になり、まずその本会議になったときに、何で誰も要綱に賛成していないし制定したともしていないのに本会議になるんだということで、まず1回もめました。そのときに、こういう会議を開くのには要綱がないとできないからだということで説明を受けました。何回かやりとりしていって、私たちがどんなことを書いても、あなたたちのほうは、「建てるということでやったんですから」ということで、最終的に、書いてもそれだけ説明して終わりになっています。

そこで終わりにされたとき、私たちが何も言わなかったんだからそういう要綱は制定しているんだよということをおっしゃりたいんだと思いますけど、今ここに座っている方たちは、建設をするという形で進めるにしても何にしても、私たちの不利になるからここに座っているということなんですよ。まず、環境影響調査のときもそうですけど、これはあなたたちの不利になることですよということと同じで、私たちがここにいてもいなくても、この四十何人かのグループがあったと思うんですけど、それが二十何個しか参加がいなくても、それが半分になろうと何になろうとここで建設をするということでこの会を成立させると言われたので、私たちは仕方がなくここに座っているわけです。

なので、まず、要綱を制定させますということで挙手をとったわけじゃありませんね。それは確認しますよ。挙手とったわけじゃありませんね。いつの間にか要綱が、私たちがこうしてほしいというのを書いたところに、行政側から、それはできないのでこうしますということをもらったまま始まった会だと私は認識しています。

そして、もし制定した要綱が、これから会長とかここにいる人たちの挙手で変えられます

か。これから変えていいものでしたら、私たちみんなで話し合って変えるようにしますよ。 もう決まったものだから変えられないというんじゃなくて、要綱はこれからも変えていけ ますという話もありましたよね。変えられるんですか。

【片山参事】

もちろん変えられますが、変えるためには私どもも条件がありますから、それを合意しないと変えられませんよね。皆様だけで変えられる問題じゃないと思いますよ。

【森口専任者】

そのときの条件というのが何ですか。

【片山参事】

建設を前提にしていますので。

【森口専任者】

結局、今と同じに「建設を前提としていますから」ということで前も押し切って進められたわけで、私たちがそれを了承しているわけでもないわけです。ただ、私たちが、「じゃあ、ここへ出ません」と言ってここの場所を蹴って出れば適当に何もわからない人たちとつくられるのでここに座っているというのが私たちの状態なので、何回話しても平行線に、この話もなると思いますよ。

【片山参事】

いらっしゃるのは要綱を前提にいらっしゃるわけですから、そのルールに乗っていただきたいというお話をしているんです。

【坂本専任者】

今おっしゃっている要綱というのは憲法じゃないんですから、こんなのは。ほとんど何か を進めるためにはどうやったらいいかというのの要綱ですから、憲法でも何でもないんで すよ。倫理がないんですよ、この要綱ということについては。

基本的に、それだけ重要なものであれば、パブコメでも何でもそうなんですけれども、これをつくるためにごみ処理費がどれだけかかります、建設費がどれだけかかります、そのためには社会保障費も削らなければなりませんというような説明もしないといけない話なんですよ、行政としてはですよ。だから、そこを何にもやらずに、ただ造る造ると。それは市長から言われたら従わざるを得ないと思いますけれども、基本的に矛盾は、もちろん矛盾だらけの内容ですけれども、そもそも造ること自体、私たちが出ているのも、管理組合なり、自治会の代表として出ているわけです。負託されているわけですから、個人の意見で言って

いるわけじゃないんです。私、ぎゃあぎゃあ言われるのは、帰ったらフィードバックしないといけないわけですよ、ここでの話を。「合意してきました」と言えます、絶対言えないですよ。

全体の、要するに建設の見積もりをとったことありますよね。そのときは25億で、最低が、森口さんがさっきパワーポイントで説明されたように、7社のうち4社は辞退、そんなことをやったら基本的に会社の信用が失墜しますから、要するに理性あるところだと思いますけど、4社は辞退して、3社のうちの一番安いところは33億だったですよね。高いところは50数億円だったですよね。そんなのがわからなくて突っ走っていいと思っているんですか。税金で払われるんですよ。

だから、ここに来ている方々は、後ろに、バックにいる、要するに区分所有者とか、自治会員の負託を受けて出ているわけですからあまり軽はずみなことは言えないんですよ。木村さんや片山さんもそうですけれども、「市長から理事者からそう言われたから」と言っているような単純なものじゃないんですよ。やっぱり我々はしょって立ってきているわけですからあまり軽はずみなことは言えないんです。だから、皆さんおっしゃっていることはすごく重たいじゃないですか。そこら辺はよく考えてほしいと思うんです。

【木村課長】

済みません、よろしいでしょうか。先ほど「適当に」なんていうご発言もありましたけども、我々は決してひどい施設をあそこに建てようと、そういう考えはありません。組合もそうですけど、3市もそうですけど、これまでもお話ししていますけども、環境対策を施して影響のない施設ということで建てるというのはご説明をしております。その上で、さらに皆さんのご意見を聞いてよりよい施設を建てていこうと、そういう会でこの会を提案したものですので、それはご理解いただきたいと思います。

【坂本代表者】

じゃあ、東大和市役所は非常にまともで、もう土地の形状から現状を見た場合に、「あそこは住宅地にしました」といったら途端に建てられなくなるんですよ。あり得ないでしょう、 そういうことは。もう既にそういうようになっているわけですから。

【片山参事】

住宅地になるということはあり得ないと思いますよ。

【坂本代表者】

何であり得ないんですか。周りは住宅地じゃないですか。もう工場がないんですから、工

業地域・・・。

【片山参事】

失礼ですけど、工業地域だから建っているわけですよね、あのマンションは。

【坂本代表者】

何をおっしゃっています。中高層住宅地域とか、高層住宅地域とか、住居地域とかみんな 建てられるんですよ、マンションは。

【片山参事】

そうですか。

【坂本代表者】

あなた、そういうのもわからないですか。

【片山参事】

いや、坂本さんのほうが専門でしょうから。

【坂本専任者】

そういうわからないものをね、要するにマスタープランで言うから、「あなたたちは都市 計画とか建築基準法を勉強してきたのか」と言ったら、一人もいなかったわけですよ。そう いう論理がまかり通っているからちぐはぐになってしまっているんで。

【森口専任者】

確認させてください。次回でそもそも論というのは、3市長が来てお話しさせていただい て打ち切らせていただきたいという意味ですね。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

次回、3 市長がいらっしゃるのは、施設の姿・形についての説明をしにくるんじゃなくて、 そもそも論をしに来てくださるということでよろしいですか。

【片山参事】

そもそも論じゃ……。

【森口専任者】

大概3市長たちが来るときというのは、自分たちが何か決めたときの説明にいらっしゃるので、そもそも論をしにくるんじゃなく姿・形のことについての説明をしに来るんだと私は思っていたんですが、そもそも論は次回で打ち切るということで、3市長が来るというこ

とは説明なしでそもそも論についてとことんやってくださるということでよろしいでしょうか。

【木村課長】

3市長、管理者が来るんですが、節目ということで以前もご説明をしております。それで、 今回施設の姿について皆さんからのご意見をいただいて、我々も一定の回答を通知でして おります。それについて来ていただくことなんですが。

【森口専任者】

じゃあ、そもそも論をやるわけじゃないんですよね。

【木村課長】

その話も恐らく出ると思いますので、そういう話もしますけども、この会議でもお話をいただいていますが、このそもそも論ばかりやっても前に進まない、建設の話もするべきじゃないかというお話もありますし、その話だけはもうできませんということです。

【森口専任者】

確認します。そうすると、3市長たちが来て、姿・形についての説明をするついでにそも そも論も交えていいということであれば、今このそもそも論だけで時間がこれだけあった んですから次回だけで間に合うはずもありませんし、それを打ち切るということは、例えば 都の都市計画決定やなんかにおいて、「住民たちと話し合いの場を持て、住民の理解を得ろ」 ということを言っているのに、住民が求めることの話し合いをそちらがこれから切るとい うことなので住民の理解は得られていないままだという認識になりますけれど、各市議会 とか衛生組合の議会で求められたときには、「協議会で私たちは説明しています」とは言わ ないで、「協議会で建設について説明していますが、市民の、住民たちの求める話し合い、 そもそも論については打ち切って説明をしておりません」というふうにぜひお答えいただ き、その認識でいてください。

【坂本代表者】

老婆心ながら申し上げますけれども、もし今度市長たちが来たときに、「おまえたちは何をやっているんだ」と、こういう意見が出たら、おまえたちは何をやっているんだって、なりますからね、この状況じゃ。全然合意も何もないじゃないか、みんな建設反対じゃないかという話になって、それで大丈夫ですか。

【田中代表者】

栄三丁目の田中です。これをちょっと伺っておきたいんですが、要するにコストの面で、

最初の計画の段階での、先ほど言った13億、そして、これ、現実問題として、今国立競技場をやっていますよね。国立競技場の最初の図面を出してもらったイギリス人の女性の方ですが、あの方にいくお金というのは13億ですよ。あの人に本当に支払う額、要するに図面を書いてもらっただけで13億かかっているんですよ。なおかつ最初の予定が1,380億円なんです、国立競技場の建設計画が。もう既に2,500億円かかるだろうと、しかもまだ期日に間に合わないんじゃないかと言われている。本当にちょっとの間に倍以上に膨れ上がっちゃっているんですよ、資材の高騰で。

ごみ処理の施設も、今13億と言ったけど、実際33億円の見積もりで、3社、4社に断られているんです。それと、断られたら、なおかつ計画を続行するんですか。幾らの予算でどのようなものを建てたいのかということをこの場所で説明してください。全くそういったものは我々は聞いていないんです。予算はこれだけで、こういうお金をかけてこれだけのものを造りますと、そういう説明は、残念ながら今まで1回も聞いていません、私、ずっと出ていますけど、会議に。

もう一つ言いたいのは、この場は議決権がないと言われています。議決権がない人たちの 意見で勝手に建設ありきでいいんですか。「私たちは賛成しました」「私たちは反対しまし た」、そういう議決権のない人たちに勝手に説明して、「これはもう造るということで決めま した」と。こんなばかな話ってないですよ。

今言った予算の問題だけ、東大和市って今幾らの赤字を抱えているか知っています? 今、もう間もなく北海道のある自治体と同じ状況に陥っていますよ。間もなく、本当に我々、 倒産会社になる予定の自治体にいるんです。倒産してしまいそうな自治体にいるのに、こん な無駄な金、まだ使えるんですか。この間、比留間さんの運送会社を見させていただいたと きに、「まだ大丈夫です、できます」とはっきり言っているんですよ。「えっ、これはもう無 理です、私どもでは手を引きます」と、それだったらここでやらなきゃいけないかなと考え ます。

ですから、ぜひ予算の問題、それから、今度は市長が来るのであれば市長さん方が描いている青写真、そういったものを私たちに納得する形で聞かせてください。それで、「こういうものができるんですからお願いします」と市長が頭を下げてくれるのであれば、反対する人は多分いないと思います。

ただ、残念なことに議決権のない私たちが、勝手に説明されて「決まりました」と言われても、「はい、そうですか」とは言えません。是非、この場が議決する場所であれば、私た

ちで賛成か反対か、それをやった上で、「この意見を進めましょう、取りまとめましょう」と。じゃあ、どういういいものを、うちの栄三丁目岡田なんかも、いや、よけいに金をかけて本当にいいものを造ってくれるのであればという大前提ですよ。ごみの処理の場所がそこにできるなんてのは誰も賛成する人はいないですよ。うちの隣になっても、私、大反対します。恐らく木村さん自身もそうでしょうし、自分のうちの裏にできますといったらば、多分反対でしょうから。

是非、そういうことを考えた上で、まず予算の問題もしかり、立地の問題もしかり、先ほど森口さんの方から出た数々の意見がありますけれども、あれの回答を本当にきっちり渡していただいた上で、次回の市長さんとのお話し合い、そういったことも踏まえて、ぜひ私たち一人一人が納得する形で説明してください。お願いいたします。

【小川代表者】

イーストスクエアの小川ですけれども、1つ。

さっき、「次回でそもそも論は終わりにしましょう」と言ったんですけれども、そのときに、市長をお呼びしていろんな話のまとめの中でそもそも論をやると言ったんですけど、前々回の会議では、「3市長呼んでそもそも論をやりましょう」と、良いですよと言ったじゃないですか。それをちゃんと守ってくれなきゃいけないですよ。それが1つ。

もう一つは、森口さんが今、まだ個々の問題に入っていませんよ、まだ具体的にお話ししたいことはいっぱいありますけども、さっき協定のことを言われたことに対して、明白な数字できちっとした答えを出さない限りは前に進まないでください。今までの中ではそうですから。一方的に説明してそれで次の段階にいっているから、1つも何にも解決していないんですよ。だから皆さんが今同じことを言っていますけれども、おさらいを、同じことを同じことを繰り返しているんですよ。何遍言っても同じなんですよ。何の答えも出ていないじゃないですか。だから、ちゃんと答えを出してください。それがない限りは次へ進まないでください。

それで、今45分になりましたけれど、個々の問題、さっきやろうと言って決めましたよ。これ、やっていないのに次回でもうおしまいにするんですか。それはないでしょう。今までの協議会と全然同じじゃないですか。そういうことはやめてください。それでサインか何かしない事には全然納得しませんから。それで次回は、さっき森口さんがおっしゃいましたけども、前言ったようにそもそも論を、今日回答した後でもいいし、そもそも論もやりながら、個々のもやっていませんからね、それで開いて、「もう終わりにしましょう」ということじ

やないと思います。

以上。

【坂本代表者】

皆さんのおっしゃったことを尊重していただきたいんですね。持ち帰って会長とかに、「とても住民の合意も同意もできません」と素直におっしゃったほうがいいと思います。今までどれだけ説明されたかわかりませんけれども、訳のわからないままにこういうところに出された市長というのは哀れだと思いますよ。だから、「こういう協議会やらせてもらっているけれども合意も同意も全くできませんでした」というのを素直な気持ちで正直におっしゃったほうがいいと思いますけれども。

それだけです。

【光橋副会長】

時間になりましたので終わらせていただきたいと思うんですが、ちょっとそのほかの連絡事項ございますので、施設見学会報告書のホームページについて計画課長からお願いします。

【木村課長】

済みません、その他で少しお話しして終わらせたいと思います。

以前、森口さんのほうからご質問いただいて、「施設見学会の報告書をホームページに掲載できるか」ということでお話をいただいて、もう一度検討させていただきまして、そうするとその施設見学会の報告の報告書なんですけども、個人の意見ですとか、感想が入っておりまして、公共、組合のホームページに掲載する際に、特定の個人ですとか、団体に対する配慮というのがどうしても必要となってきますので、検討したんですが、この会議にはこれからも報告書については配付させていただきたいと思いますけども、ホームページの掲載はできないというふうに思いますので、その辺ご了承いただきたいと思います。

同様の考え方で、山崎さんの冒頭のご質問にも関係するかと思うんですが、そういう趣旨で、訂正とか、そういったものでさせていただく、会議録ですね、ことがありますが、その際には、「ここを直しました」ということで皆様のほうにはお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【森口専任者】

では、そういうところに載らないということは、会議録には個人の名前も載っていますし、全文載っているわけですよね。それなのに報告書は載せられないと。ということは、自分が

報告書でほかの方に知ってもらいたいようなことは会議中の中に意地でも入れろということですね。

【木村課長】

例えばここの場で第三者の方の個人名とか、そういったものは載せられないというふう になります。

【森口専任者】

第三者じゃないですよ。

【木村課長】

ここは、今、委員さんで、「それは載せて出しましょうね」と、そういうことで進めてきたと思うんですけど、今回、施設見学会の報告書というのは、第三者といいますか、他施設、こちらの中の話ではなくて他施設ということもありますので、そういった場合に一定の配慮をしないと、ホームページに掲載するということでは難しいと思いますよね。

【森口専任者】

他市のことを書くということについては納得しました。

【木村課長】

この会議の中では今後も出していきたいと思いますけど、掲載のほうはできませんということでよろしくお願いいたします。

【山崎専任者】

川越市のリサイクルセンターも質問しましたけど、あそこのやつも載らないんですか。

【木村課長】

そうですね。報告書については、この場では出しますよ、でも掲載はできないということです。

【森口専任者】

それで、今、他市のことで、「ここは悪い」と書いたら他市に失礼だから載せないという ふうに解釈したんですが、そういうことですよね。

【木村課長】

例えば「ここはいい」という話だとしても、いいからいいということではなくて。

【坂本代表者】

じゃあ、何が問題なんですか。

【森口専任者】

ちょっと私が言いたいのは、きょう、私、プロジェクターをつくりました。これは私が誰かのことに対して意見を言ったわけじゃないし、組合のこととあれについて意見を言ったので、それは載せていただけるんですか。

【木村課長】

もう一度内容を確認しまして、この中の話であればいいと思うんですけども、例えば会議 録もそうですけど、誹謗中傷というようなことがあれば、その辺は。

【森口専任者】

私は誹謗中傷していません。

【木村課長】

なければいいんですけど。

【坂本代表者】

著作者がそう言っているんだから大丈夫ですよ。問題ないです。

【木村課長】

公のホームページに載せるということで、個人のホームページでしたらそれはいいと思うんですけど、公ということでご理解いただきたいと思います。

【森口専任者】

もしそういうことであれば、陳情や何かだと、個人の情報を伏せるということで、例えば 陳情書を出すときに、「陳情書は誰に情報公開しても何しても構いませんけど私個人の名前 は黒塗りしておいてください」ということが選べるんですよね。そういうのもあるので、も し私個人の名前が、これが森口の書いたプロジェクターだって言いたくないのであれば、こ この中の誰かが作ったということで載せていただいても構わないですよ。

【木村課長】

誰がつくったとかではなくて、「公のホームページに載せることができません」ということです。ですので、個人のホームページだったら、それはいいと思うんですけど。

【山崎専任者】

例えば○○市だとか、そういった公の名称が使われてはまずいということですよね。それ が載っているからだめだということですよね。

【片山参事】

いやいや、公の、だから市役所のホームページに、例えば個人の第三者のものが載るとい

うことと同じなんですよ、組合のホームページが。そういう面でフィルターをかけさせていただきたいと。

【山崎専任者】

個人の報告書を載せることがだめだよということですか。

【森口専任者】

例えばここのみんなで、この会議でこれを作成しましたということになれば、この協議会 の作成物として載せることは可能なわけですね。

【木村課長】

作成物としてというか、内容が、例えば何月何日にここへ行きました、何人で行きました、 こういうのを見ました、例えばですよ。というのであればいいと思うんですけど、こういう ふうなところで私はこう思いましたというような、そういう私的な意見、発言というのはそ の人個人の意見ですので、それは載せることができませんということです。

【小川代表者】

相手が納得すればいいということね。

【木村課長】

相手が納得というか。

【小川代表者】

私は、パチンコ店のことを話しましたけどね、それを相手が納得すればホームページに載せてもいいじゃないですか。それを相手が納得しているかどうかまだわかりませんよ、話していませんから。私は、そういうことを、会議録も、私は関連するから言うんですよ、具体的な例として。具体的な例を言わないと皆さん身にしみて感じないじゃないですか。

ただ、こういうのを建てた後にはいろいろな問題があるから、「こういう対策をしたって だめですよ」と言うだけではわからないから、それを具体的に言ったら、みんな、「あっ、 そうか」と思うんだけども、ただ、そこを修正して、相当削って曖昧な形で加工すると、何 か今までのえんとつと同じですよ。協議は進んでいます、反対のことを全然言わないと言う ところもないですよ、反対の意見は載せない。

【片山参事】

いやいや、私どもの有利なように直す気はありませんので、趣旨は残すようにいたしますので。

【木村課長】

組合が不利益になるとか、そういったものを削るという話ではないんですね。

【小川代表者】

大体の意図はわかりますけども、だから私はさっき、「それは相手方に相談してみますよ」と言っていますよ。それで相手方が、「いいですよ」と言うんだったら、別にそれでいいんじゃないですか、誹謗中傷でもないし。相手が「だめだ、影響とかあるからだめだ」と言ったら、それはやめますよ。

【木村課長】

どういう方が「いいよ」と言うかわかりませんけども、「いいよ」と言っても、例えば小川さんのホームページに載せるんだったら、それはいいと思うんですけども、公共のホームページには載せられませんということです。ご理解いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

【坂本代表者】

でも、これも半分公共でやっている話じゃないんですか。

【木村課長】

ここの話はいいんですよ。わかりますかね。

【森口専任者】

なるべく会議中に発言するようにします。

【木村課長】

会議中の発言ですけども、会議録を作成する場合には同じ考え方でやりますので、という ことでよろしくお願いいたします。

【小川代表者】

それで、次はどうするんですか。それでそもそも論は終わりにするんですか。それを早く 決めてくださいよ。

【光橋副会長】

次回、7月11日午後7時からとなりますが、次回は3市長、組合管理者が出席予定ですので、このため、委員の出席数にもよりますが、会場が狭くなることが予想されます。衛生組合の会場に変更することも可能ですけれどもいかがいたしましょうか。

【山崎専任者】

ここのままで。あまり狭くならないと思いますけど。

以前も3市の市長が来てここでやってますんで。

【木村課長】

まだわかりませんけども、場合によっては、同じ団体の方で、もしいっぱいになってしま えばちょっと前後でお座りいただくとか、そういうこともありますので、それだけ承知して おいてください。

【山崎専任者】

向こうでやると、傍聴の方や何かも行きづらいということもあるでしょうし、我々も正直 言って近い方が良いですし。

【光橋副会長】

次回もこちらでということで。

【小川代表者】

ここでもうやるということ。

さっき全体的に言ったんですけども、個別的に一つずつやりましょうと言ったけども、今日は時間がなくてやれなかったんですけども、次はやるんでしょう、3市長も、前にもいますけど。

【山崎専任者】

順番はどうやるんですか。

【木村課長】

今度、市長が来ますので何か全体的なことでお話ししたほうがよろしいかなと思いますが、一個一個はなかなかできないと思うんですけども。

【山崎専任者】

全体は今終わったわけでしょう。その答えはまだもらっていないわけですよね。ですから、 次回は最初から今回の質問に対して、回答をいただきたい内容もあると思うんですけれど も、それについてそれぞれ回答していただいて、その後に個別の、項目別な質問を、ちょう ど3市の市長がいるんだから質問して、市長に直接回答いただければいいんじゃないです か。

【小川代表者】

それがいいですよね。

【山崎専任者】

それが順番ですよね、今回、2番3番とやってくはずが・・・

答えられなければ、しょうがないけれど・・・

【小川代表者】

答えられなければ白紙撤回ですよ。

【山崎専任者】

根拠がないという・・・

【片山参事】

やり方については、せっかく市長がお見えになりますので、邑上会長とも相談いたしまして、より実のある・・・

【森口専任者】

せっかく市長がいらっしゃったので、一言ずつで、質問も、次の質問はあれしないで、皆 さん一言ずつ回してくださいというのではまた同じになりますから、その辺は話が進むよ うにしていただけませんか。

【小川代表者】

市長に失礼ですよ。マナーとして、これはちゃんと面と向かって対話しなきゃだめですよ。 ただ、オブラートに包んだような話をしちゃだめですよ。生の話を直接、それで生の返事が 出ると思いますよ。

【片山参事】

より実のある形になるように会長とも相談して設定させていただきたいと思います。

【山崎専任者】

1点なんですけど、川越市の資源化センターと比留間運送の見学の話ですけど、特に川越市の資源化センターで、最後に15分ぐらいの時間をとって、実際には30分ぐらい質疑応答があったんですけれども、その中でかなり、「確認します。後で報告します。」という話も職員の方からいただいているんですけれども、ちょうど私も録音してたんで聞き返してみたんですけど、その回答というのはまだ届いていないんですか。

【木村課長】

今、お願いしていまして、まだ会長も何か報告書を作りたいというような意向があるようでして・・・あの、邑上会長です。

【山崎専任者】

私が聞いてるのは、届いているか届いていないかどうかって事なんですけど。

【木村課長】

来ております。回答は来ております。

【山崎専任者】

来てる? いるんですね。

【木村課長】

また、この会議でそれを皆様のほうにはお示ししたいと思います。

【森口専任者】

そういう回答もホームページには載らないと。

【木村課長】

ホームページには。この会には出しますけども。

【森口専任者】

そういう回答も載らないんだ。

【山崎専任者】

できれば、次回、今回の会議録と、送ってますよね、メールで。そのときぐらいにはでき 上がるんですかね。できれば一緒に送ってもらいたいんですけど。

【木村課長】

その回答をですか。

【山崎専任者】

ええ。会議録をメールで送るなり、印刷したやつをファイルにするときにあわせて見学会の回答も一緒に送っていただけるとうれしいんですけど。

【木村課長】

なるべくそうなるように努めます。

【光橋副会長】

よろしいですか、じゃあ、時間となりましたので閉会とさせていただきます。ありがとうございました。